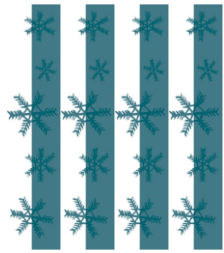


特定社会保険労務士 原 敏昭

# 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2  
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719  
E-mail: [harasr@agate.plala.or.jp](mailto:harasr@agate.plala.or.jp)  
URL: <http://www.harasr.com/>



## 実効性のある制度として再注目！

### 「永年勤続表彰制度」を見直してみませんか？

#### ◆古典的でも効果は大きい「永年勤続表彰制度」

多くの企業で人材不足問題への対応が急務となっているなか、“人材の確保”や“モラルの向上”といった観点から福利厚生制度の重要性が増していますが、特に効果が大きい制度として注目を集めているのが、「永年勤続表彰制度」です。

「終身雇用時代でもあるまいし、今どき古くさい」と思われるかもしれませんが、実は、特に中堅・中小企業においては、同制度を設ける企業は増加傾向にあるようです。

公平感があること、会社への帰属意識・一体感を高める効果があることが、その大きな理由となっています。

#### ◆制度の効果を高めるために

せっかく制度を設けるのであれば、より効果を高めるために、戦略的な“仕掛け”も施したいものです。

かつては副賞として、名前入りの楯や時計、万年筆とい

った記念品を贈るのが一般的でしたが、あまり歓迎されませんでした。そこで現在は、社員のやる気向上につながるために、カタログギフトや商品券・旅行券など、選択の自由度が高いものを贈るのが主流になっています。

例えば、旅行券と休暇をセットとしてリフレッシュに役立ててもらうことをねらう企業も増えています。

#### ◆税務上の注意点

永年勤続表彰の記念品等の支給にあたっては、(1) 利益の額が勤続期間等に照らして社会通念上相当と認められ、(2) 勤続年数が概ね 10 年以上である人を対象にしており、(3) 2 回以上表彰を受ける者は前の表彰から概ね 5 年以上の間隔が空いている場合には、給与として課税しなくてもよいことになっています。

この要件を 1 つでも満たさない場合、支給した記念品等の時価が給与として課税されます。

なお、現金や商品券等で支給する場合には、その全額(商品券等の場合は券面額)が給与として課税されます。

## 調査結果にみる障害年金受給者の就労の実態

### ◆障害年金を受給しながら働く人の賃金は？

厚生労働省は 12 月下旬に「平成 26 年障害年金受給者実態調査」を発表し、障害年金を受け取りながら仕事をしている人の半数近くは年間の賃金が 50 万円に届かないことがわかり、障害年金受給者の厳しい経済状況が浮き彫りになりました。

#### ◆働く受給者は約 28%

この調査は、障害年金受給者(約 194 万人)のうち無作為に抽出した 2 万 3,000 人を対象に実施されました。

国民年金・厚生年金の受給者合計で約 28%(約 54 万人)の人が就労していると推計され、就業による年間収入が 200 万円未満という人が 81.1%、50 万円未満という人が 47.5%にも及びました。

一方、年間収入 400 万円以上の人は 5.7%でした。

#### ◆調査結果を詳しくみると…

年齢階級別で就業率をみると、「20～24 歳」では、国民年金受給者のうち 56.9%、



厚生年金受給者のうち 60.4%が就労していますが、年齢が上がるにつれて就業率はおおむね下がっています。

また、障害等級別にみると、障害の程度が軽くなるにつれ就業率が高くなる傾向にあります。

1 週間あたりの就業時間については、厚生年金受給者は「30～40 時間」が 25.1%と最も多く、国民年金受給者は「0～10 時間」が 24.3%と最も多くなっており、全体では約 4 割の人が週 20 時間未満の就労であることがわかりました。

#### ◆障害年金の公正化を

近年、障害年金認定の地域間格差や障害年金受給者の支給停止、不支給決定等の問題が相次いで表面化していますが、この調査結果を受けて、障害年金の公正化を望む声がますます高まっていくものと思われます。

### ブラック企業・ブラックバイトに関する相談事例と行政の対策

#### ◆過去最大の相談件数

連合は、昨年 12 月に「全国一斉労働相談キャンペーン」を実施し、その一環として「労働相談ホットライン」

を行いました。先日その結果が発表されました。

今回の電話相談は、いわゆる“ブラック企業”や“ブラックバイト”に関することを中心に実施されましたが、2 日間の集中期間を設けて行ったキャンペーンの中では過去最大の相談件数(979 件)となったそうです。

#### ◆具体的な相談事例

それでは、公表された具体的な相談事例を見ていきましょう

##### 【正社員】

1 日の勤務時間が 10～12 時間と長時間労働を強いられている。有給休暇もほとんど取れない状態。それに加え、上司からの暴言や嫌がらせもある。上司に「これ以上サービス残業はできない」と伝えたら、ますますパワハラがひどくなった。(40 代女性、医療・福祉関連)

##### 【パート】

パートで勤務していたが、会社から「仕事なくなったので辞めてくれ」と言われ、即日解雇。解雇理由書を求めたが応じてくれず、解雇予告手当もない。雇用契約書ももらっていない。(60 代男性、運輸業)

##### 【アルバイト】

アルバイトで塾講師をしている。授業以外の仕事もし

ているが、その分の賃金が支払われない。退職を申し出たが、「来年の 3 月までは辞めさせない」と言われている。(20 代男性、教育・学習支援業)

##### 【派遣社員】

休日に強制的に勤務指定され、時間外労働も強制。休暇もほとんど取れない。派遣元担当者に相談したが、相談したことが派遣先に知られてしまい、派遣先から「使えない」「ここで働けなくなるよ」など、暴言によるパワハラを受けるようになった。(30 代男性、製造業)

#### ◆「ブラックバイトに」関する対策

ここ最近、大きな話題となっている「ブラックバイト」ですが、厚生労働省と文部科学省は、昨年末に学生アルバイトの多い業界団体に対して、労働条件の明示・賃金の適正な支払い・休憩時間の付与などの労働基準関係法令の遵守のほか、シフト設定などの課題解決に向けた自主的な点検の実施を要請しました。

厚生労働省では、今後も大学生などに対する関係法令の周知・啓発や相談への的確な対応など、学生アルバイトの労働条件確保に向けた取組みを強化していくそうです。